

(意見)

「国土交通省国土交通審議官等による国家公務員法第 106 条の 2 の再就職規制違反行為が疑われる事案に関する調査結果」を踏まえ、国土交通省においては以下の点について所要の措置を講じられたい。

1 職員に対し、国家公務員の再就職規制の内容を再認識させること。

その際には、法令で定めるものを除き、一連の言動をもって、営利企業等の地位に就かせることを要求する行為及び依頼する行為のみならず、職員又は元職員を営利企業等の地位に就かせることを目的として、職員が営利企業等に対して情報を提供する行為及び職員が営利企業等に対して情報の提供を依頼する行為は禁止されていることを特に周知徹底すること。

2 営利企業等に勤務する国土交通省の元職員に対し、国家公務員の再就職規制の内容の理解を求めること。